

紀美野町第2回定例会会議録

令和6年6月11日（火曜日）

○議事日程（第1号）

令和6年6月11日（火）午前9時00分開議

- | | | |
|-----|---------|--|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | | 会期決定の件 |
| 第 3 | | 諸般の報告 |
| 第 4 | | 仮議長の選任を議長に委任する件 |
| 第 5 | 報告第 1号 | 紀美野町土地開発公社の経営状況を説明する書類について |
| 第 6 | 議案第 42号 | 専決処分の承認を求めることについて
(紀美野町税条例の一部を改正する条例について) |
| 第 7 | 議案第 43号 | 専決処分の承認を求めることについて
(紀美野町地方活力向上地域等における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について) |
| 第 8 | 議案第 44号 | 専決処分の承認を求めることについて
(紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について) |
| 第 9 | 議案第 45号 | 物品購入契約の締結について |
| 第10 | 議案第 46号 | 工事請負契約の締結について |
| 第11 | 諮問第 1号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 第12 | 議案第 47号 | 農業委員会委員の任命の同意について |
| 第13 | 議案第 48号 | 農業委員会委員の任命の同意について |
| 第14 | 議案第 49号 | 農業委員会委員の任命の同意について |
| 第15 | 議案第 50号 | 農業委員会委員の任命の同意について |
| 第16 | 議案第 51号 | 農業委員会委員の任命の同意について |
| 第17 | 議案第 52号 | 農業委員会委員の任命の同意について |
| 第18 | 議案第 53号 | 農業委員会委員の任命の同意について |
| 第19 | 議案第 54号 | 農業委員会委員の任命の同意について |
| 第20 | 議案第 55号 | 農業委員会委員の任命の同意について |

- 第 2 1 議案第 5 6 号 農業委員会委員の任命の同意について
第 2 2 議案第 5 7 号 農業委員会委員の任命の同意について
第 2 3 議案第 5 8 号 農業委員会委員の任命の同意について
第 2 4 議案第 5 9 号 農業委員会委員の任命の同意について
第 2 5 議案第 6 0 号 農業委員会委員の任命の同意について
第 2 6 議案第 6 1 号 令和 6 年度紀美野町一般会計補正予算（第 1 号）について
第 2 7 議案第 6 2 号 令和 6 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
第 2 8 議案第 6 3 号 令和 6 年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）について
第 2 9 議案第 6 4 号 令和 6 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
第 3 0 議案第 6 5 号 令和 6 年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
第 3 1 議案第 6 6 号 令和 6 年度紀美野町農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）について
第 3 2 議案第 6 7 号 令和 6 年度紀美野町東部簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）について
第 3 3 議案第 6 8 号 令和 6 年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）について
第 3 4 議案第 6 9 号 工事請負契約の締結について
-

○会議に付した事件

日程第 1 から日程第 3 4 まで

○議員定数 1 2 名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	徳 田 拓 嗣
2 番	中 原 和 也

3 番 桐 山 尚 己
 4 番 藤 井 基 彰
 5 番 上 柏 皖 亮
 6 番 埴 谷 高 夫
 7 番 七良浴 光
 9 番 向井中 洋 二
 1 0 番 伊 都 堅 仁
 1 1 番 美 濃 良 和
 1 2 番 美 野 勝 男

○欠席議員

8 番 北 道 勝 彦

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	小 川 裕 康
副 町 長	細 峪 康 則
教 育 長	東 中 啓 吉
総 務 課 長	曲 里 充 司
企画管財課長	高 田 真 孝
住 民 課 長	森 谷 克 美
税 務 課 長	調 月 克 久
保健福祉課長	森 谷 善 彦
子育て推進課長	黒 崎 智 帆
産 業 課 長	吉 見 將 人
建 設 課 長	中 前 貴 康
まちづくり課長	米 田 和 弘
水 道 課 長	長 生 正 信
美里支所長	(米 田 和 弘)
消 防 長	家 本 宏

会 計 管 理 者 太 田 具 文
教 育 次 長 東 浦 功 三
代 表 監 査 委 員 菊 本 邦 夫

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長 井 戸 向 朋 紀
事 務 局 書 記 西 本 貴 哉

開 会

○議長（美野勝男） 皆さん、おはようございます。

北道議員から欠席届が出ていますので報告します。

ただいまから、令和6年第2回紀美野町議会定例会を開会します。

（午前 9時00分）

○議長（美野勝男） これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（美野勝男） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、7番、七良裕光議員、9番、向井中洋二議員を指名します。

◎日程第2 会期決定の件

○議長（美野勝男） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長から調査結果を報告願います。

伊都堅仁委員長。

（議会運営委員長 伊都堅仁 登壇）

○議会運営委員長（伊都堅仁） 去る6月4日、議会運営委員会を開催しましたので、その結果について、御報告いたします。

会期は、本日から26日までの16日間とし、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期日程表のとおりであります。

以上で報告を終わります。

（議会運営委員長 伊都堅仁 降壇）

○議長（美野勝男） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま報告のとおり、本日から6月26日までの16日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から6月26日までの16日間と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（美野勝男） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、例月出納検査結果に関する報告書、令和5年度定期監査に関する報告書及び令和5年度財政援助団体等監査に関する報告書が提出されています。

お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

本定例会に提出された案件は、お手元に配付のとおりです。

この際、町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

小川町長。

（町長 小川裕康 登壇）

○町長（小川裕康） 皆さん、おはようございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、開会に当たりまして、一言御挨拶並びにその後の行政報告を申し上げます。

本日、令和6年第2回紀美野町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位をはじめ関係者の皆様方には、何かと御多忙中にもかかわらず御出席を賜り、開会の運びとなりましたことに対し心より厚く御礼を申し上げます。

この6月2日で、昨年の大水害から1年がたちました。その日に、今も行方不明とされている方が濁流に流された場所で追悼式を行い、そして、その後、捜索活動を実施しました。当日は御家族の方も出席され、また、紀美野町消防団第10分団をはじめ関係する5つの分団の皆さんや警察関係者の皆さん、そして地元の議員の皆様も出席され、皆さんで御冥福をお祈りいたしました。また、その後、捜索活動を行っていただきましたが、残念ながら発見には至りませんでした。御家族の方々の心中をお察しし、一日も早く発見されることを心からお祈りいたします。

町ではこの大水害を風化させてはならないという思いから「令和5年6月大雨災害の記録」というそうした本を作成し、今後につなげていきたいと考えております。

また、去る3月末に西野地区の区長さん方から80名の地区民が署名された陳情書、これは蓑原橋周辺の河川整備のお願いであります、それをいただいております。5月にその陳情書の写しを付けて岸本知事に強く要望をまいりました。

さて、今年の元日の日に発生した能登半島地震から5か月がたちました。改めて、お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りし、被災された全ての皆様にお見舞いを申し上げます。元日の夜、当町からも消防職員を現地に派遣し、その後も給水業務や危険建

物の応急危険度判定業務、避難所運営などの業務にこれまで22名の職員を派遣してまいりました。派遣職員からは現地の大変な状況を目の当たりにする中で、与えられた業務を精いっぱいやってきた、そして、この経験を今後に生かしていきたいという報告もいただいておりますが、和歌山県からの職員派遣は5月末日をもって終了となったところであります。

また、去る4月1日に消防団第8分団と第9分団が統合され、新しく第8分団としてスタートしました。スタートに当たり、3月31日に両分団の全団員が出席される中で結団式が行われました。

また、5月から町内10か所で町政報告会を開催させていただいております。令和6年度の主な事業などを直接町民の方々に説明させていただき、町民と役場との距離を近くしたいという思いから開催しているものであり、これまで9か所で開催させていただきました。悪天候のため延期していた下神野地区は今日の夜に開催させていただきます。議員の皆様にも熱心に御参加いただきありがとうございました。

次に、ふるさと納税の件であります。ふるさと納税におけるワンストップ特例申請について、一部のデータ送信ができていなかったことにより、住民税の寄附金税額控除が適用されていない事例が、寄附者からの問合せにより判明いたしました。原因は、本町から寄附者の方がお住まいの市区町村に対して、控除手続のデータを送信する際に、ワンストップ特例申請に係る一部のデータ送信が漏れていたことによるものでした。寄附者の皆様をはじめ関係の自治体の方々に大変な御迷惑をおかけしたことに心よりおわび申し上げます。

今後このようなことがないように複数人でチェックを行い、送信するデータ内容と件数に相違がないか確認することで再発防止に努めてまいります。

次に、コミュニティバスについて御報告申し上げます。

2024年問題と言われ、運転手の働き方改革の影響により、8月1日より全ての路線で始発時刻が30分遅くなります。町民の皆様には広報7月号でお知らせするとともに新しい時刻表を各戸配布する予定であります。

さて、今期定例会に上程している案件は、議案第42号から議案第69号までの28件と、諮問第1号であります。

紀美野町税条例の一部を改正する条例についてなど条例の一部改正の専決処分の承認を求める案件が3件、物品購入契約の締結に関する案件が1件、工事請負契約の締結に

関する案件が2件、農業委員会委員の任命の同意に関する案件が14件、令和6年度一般会計及び特別会計の補正予算に関する案件が8件、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求める諮問案件が1件であります。

別冊の議案第69号工事請負契約の締結は「給食調理場建築工事」に係るもので、国庫補助金が令和5年度から繰越しのため、今年度に完成しなければなりません。一日も早く着工いたしたく、本日審議していただくことになりましたことに御礼を申し上げます。

この後、それぞれ担当課長より詳しく御説明申し上げますので、十分御審議の上、原案のとおり御可決賜りますようよろしくお願い申し上げまして、御挨拶並びに行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

(町長 小川裕康 降壇)

○議長（美野勝男） 次に、一般質問の通告書は、明日12日午後2時までに提出願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 仮議長の選任を議長に委任する件

○議長（美野勝男） 日程第4、仮議長の選任を議長に委任する件を議題とします。

お諮りします。地方自治法第106条第3項の規定により、この会期中における仮議長の選任を議長に委任願いたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、この会期中における仮議長の選任を議長に委任することに決定しました。

この会期中における仮議長に9番、向井中洋二議員を指名します。

◎日程第5 報告第1号 紀美野町土地開発公社の経営状況を説明する書類について

○議長（美野勝男） 日程第5、報告第1号、紀美野町土地開発公社の経営状況を説明する書類について、議題とします。

報告を求めます。

高田企画管財課長。

(企画管財課長 高田真孝 登壇)

○企画管財課長（高田真孝） おはようございます。

それでは、紀美野町土地開発公社の経営状況を報告させていただきます。

お手元の資料を御覧ください。

報告第1号、紀美野町土地開発公社の経営状況を説明する書類について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、紀美野町土地開発公社の経営状況を説明する書類を次のとおり提出する。

令和6年6月11日提出 紀美野町長 小川裕康

ページ番号1ページをお開きください。3枚ぐらいいめくっていただいたところが1ページとなります。

令和5年度紀美野町土地開発公社決算書の事業報告。

1. 一般事項の(1)理事会決議事項についての実績報告です。

令和5年度では2回の理事会を開催しました。

令和5年5月25日の第1回理事会では、令和4年度決算についての議決をいただいております。

令和6年3月25日の第2回理事会では、令和6年度予算についての議決をいただいております。

次に、(2)役員に関する事項。

まず、ア. 役員の異動に関する事項につきましては、就任された理事が14名、監事が2名、辞任された理事が2名、監事が1名でありました。

次に、イ. 役員名簿です。令和6年3月31日現在での役員名簿を掲載しています。理事長と筆頭理事を含む理事15名、監事2名、計17名の名簿です。

次に、2ページをお開きください。

(3) 行政官庁認可等に関する事項について。令和5年6月8日に理事の変更登記を和歌山地方法務局に提出し、認可をいただきました。また、6月13日の紀美野町議会第2回定例会におきまして、令和4年度経営状況の報告をさせていただきました。

次に、2の業務です。

(1) 土地取得状況及び(2) 土地処分状況につきましては、土地の取得及び処分の実績はないため、面積、取得原価ともゼロとなります。

(3) 土地造成事業収益ですが、実績はありませんので、面積、取得原価ともゼロとなります。

次に、(4) 土地保有状況です。公有地取得事業用地につきましてはゼロとなります。

特定土地等事業用地につきましては1,966.57平方メートル、取得原価566万5,899円です。これにつきましては、野上中学校より南の貴志川沿いの下佐々字飛ノ瀬995番地1に保有している用地です。福井檜山団地宅地造成用地1,255.14平方メートル、4,359万4,919円は、福井字檜山1111番地7ほか4筆です。以上を合わせまして3,221.71平方メートル、4,926万818円です。

次に、3ページを御覧ください。

損益計算書です。

1. 事業収益及び2. 事業原価につきましては、実績がないため、事業総利益につきましてはゼロ円です。

3. 販売費及び一般管理費につきましては、35万7,354円です。この内訳につきましては、広告宣伝費として、新聞紙面への広告掲載費用で13万7,500円、委託料として福井檜山団地の除草作業委託で16万9,854円、法人町民税の5万円です。

次に、4. 事業外収益、(1) 受取利息は1,143円です。この内訳につきましては、普通預金利息7円と定期預金利息1,136円です。(2) 雑収益はありません。

次に、5. 事業外費用はありません。よって、経常損失は35万6,211円です。当期純損失につきましては、事業総利益ゼロから経常損失35万6,211円を差し引いた35万6,211円でございます。

次に、4ページをお開きください。

貸借対照表です。

資産の部、1. 流動資産の(1) 現金及び預金が1,849万9,669円、(2) 公有用地はありません。(3) 特定土地が566万5,899円、(4) 完成土地が4,359万4,919円、流動資産合計は6,776万487円です。

2. 固定資産はございませんので、資産合計6,776万487円です。

負債の部、1. 流動負債及び2. 固定負債です。負債はございませんので、負債合計はゼロでございます。

次に、5ページをお開きください。

資本の部です。

1. 資本金、(1) 基本財産500万円、ながみね農業協同組合において、定期預金として保有してございます。

２．準備金につきましては、（１）前期繰越準備金 6,311 万 6,698 円、（２）当期純損失 35 万 6,211 円、準備金合計 6,276 万 487 円、資本合計は、資本金と準備金の合計 6,776 万 487 円、負債資本合計 6,776 万 487 円です。

次に、６ページをお開きください。

財産目録です。

資産の部ですが、流動資産の合計が 6,776 万 487 円、この内訳は、普通預金 49 万 9,669 円、定期預金が 1,300 万円、基本金の定期預金 500 万円、特定土地 1,966.57 平方メートル、566 万 5,899 円、完成土地 1,255.14 平方メートル、4,359 万 4,919 円です。固定資産はありません。資産合計 6,776 万 487 円です。

次に、負債の部ですが、負債はありませんので、負債合計はゼロです。

資産合計から負債合計を差し引いた差引純資産は 6,776 万 487 円です。

次に、７ページを御覧ください。

キャッシュ・フロー計算書です。

内容につきましては、Ⅰ．事業活動によるキャッシュ・フローの、その他の業務支出はマイナス 54 万 2,154 円、小計がマイナス 54 万 2,154 円です。利息の受取額 1,143 円で、事業活動によるキャッシュ・フローはマイナス 54 万 1,011 円です。

Ⅳ．現金及び現金同等物増加額はマイナス 54 万 1,011 円です。

Ⅴ．現金及び現金同等物期首残高は 1,904 万 680 円でございます。

Ⅵ．現金及び現金同等物期末残高は 1,849 万 9,669 円でございます。

次に、８ページから ９ページにかけまして、附属明細表として明細表の一覧を掲載しております。内容につきましては、さきの内容と同様となりますので、省略させていただきます。

次に 10 ページをお開きください。

令和 6 年 4 月 26 日に監事による監査を実施していただいた決算監査意見書を添付させていただきます。

続きまして、令和 6 年度紀美野町土地開発公社予算より、11 ページをお開きください。

事業計画の（３）宅地分譲処分計画、福井檜山団地で残り 5 区画のうち、一般販売用に 1 区画を計画しています。面積が 346.29 平方メートル、予定事業費が 1,155

万8,000円です。

次に、12ページをお開きください。

令和6年度土地開発公社予算です。

収入、第1款事業収益、第3項土地造成事業収益1,155万8,000円は福井檜山団地の売却収入です。第2款事業外収益2,000円と合わせまして、収入合計1,156万円です。

次に、13ページをお開きください。

支出、第1款事業原価、第3項土地造成事業原価1,155万8,000円、第2款第1項販売費及び一般管理費43万円、第6款第1項予備費5万円、支出合計は1,203万8,000円です。

収入合計から支出合計の差引額はマイナス47万8,000円です。なお、収入1,156万円が支出1,203万8,000円に対して不足する額47万8,000円は流動資産現金及び預金で補填いたします。

次に、14ページをお開きください。

資本的収入及び支出でございます。

令和6年度につきましては、借入金の予定はございません。なお、長期借入金の限度額は2億円となります。

次に、15ページをお開きください。

予算実施計画です。

まず、収入についてですが、第1款事業収益、第3項土地造成事業収益、第1目第1節福井檜山団地の1区画の販売金1,155万8,000円と、第2款事業外収益、第1項受取利息、第1目第1節預金利息1,000円と、そのほかの雑収益1,000円の2,000円を計上しています。

次に、16ページの支出ですが、第1款事業原価として、先ほどの福井檜山団地1区画の1,155万8,000円を計上しています。

第2款販売費及び一般管理費には経費43万円を計上しています。この内訳としまして、需用費、一般管理費として3万円を計上。

次に、役務費1万8,000円は分譲地販売に伴う所有権移転登記手数料です。

次に、広告宣伝費18万円は販売促進周知宣伝費用です。

次に、委託費14万2,000円は土地開発公社所有土地の除草作業委託費です。

次に、公租公課 5 万円は法人町民税です。

最後に、雑費の 1 万円で、合計 4 3 万円です。

続いて、17 ページになりますが、予備費として 5 万円を計上しています。

次に、18 ページを御覧ください。

借入金の予定はございませんので、資本的収入及び支出ともゼロです。

次に、19 ページ、資金計画についてですが、受入資金につきまして、土地造成事業収益が 1,155 万 8,000 円、事業外収益が 2,000 円、前年度繰越金が 1,849 万 9,000 円で、計 3,005 万 9,000 円です。

続いて、支払資金につきまして、販売費及び一般管理費が 43 万円、予備費が 5 万円で、計 48 万円です。

受入資金、支払資金の差引きで 2,957 万 9,000 円となります。

次に、20 ページを御覧ください。

令和 6 年度予定損益計算書です。

内容につきましては、先ほどの説明と同様になりますので、省略させていただきます。

次に、21 ページをお開きください。

令和 6 年度予定貸借対照表です。

まず、資産の部、流動資産、現金及び預金が 2,954 万 7,000 円、特定土地が 566 万 6,000 円、完成土地等が 3,203 万 7,000 円、固定資産はありませんのでゼロで、資産合計は 6,725 万円でございます。

続いて、負債及び資本の部、流動負債、固定負債ともゼロで、負債合計はゼロ、資本金が 500 万円、前期からの繰越準備金に令和 6 年度分の損失 47 万 8,000 円を含めまして、資本合計は 6,725 万円で、負債はゼロの予定ですので、結果、純資産 6,725 万円となる予定でございます。

以上、簡単ではございますが、紀美野町土地開発公社の経営状況の報告とさせていただきます。

(企画管財課長 高田真孝 降壇)

○議長(美野勝男) しばらく休憩します。

質疑がありましたら、この休憩中に発言願います。

休 憩

(午前 9 時 27 分)

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時41分）

◎日程第6 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて

（紀美野町税条例の一部を改正する条例について）

◎日程第7 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて

（紀美野町地方活力向上地域等における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について）

◎日程第8 議案第44号 専決処分の承認を求めることについて

（紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

○議長（美野勝男） 日程第6、議案第42号、専決処分の承認を求めることについて（紀美野町税条例の一部を改正する条例について）から、日程第8、議案第44号、専決処分の承認を求めることについて（紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）まで、3議案を一括議題とします。

説明を求めます。調月税務課長。

（税務課長 調月克久 登壇）

○税務課長（調月克久） おはようございます。それでは、私からは議案第42号から議案第44号の説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお開きください。

議案第42号、専決処分の承認を求めることについて。

紀美野町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月11日提出 紀美野町長 小川裕康

次の2ページを御覧ください。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、紀美野町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月31日 紀美野町長 小川裕康

理由でございますが、令和6年3月30日において地方税法等の一部を改正する法律が公布され、原則として令和6年4月1日から施行されることとなるため、紀美野町税条例等の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

次の3ページをお開きください。

紀美野町税条例の一部を改正する条例。

令和6年3月31日

条例第 15 号

紀美野町税条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正内容でございますが、第51条は、町民税の減免に関する改正で、職権による減免を可能とするための規定の追加でございます。

次に、4ページの第56条は、地方税法第348条の改正に伴う改正で、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとするものがすべき申告に係る条例で、私立学校法第64条第4項を第152条第5項に改める改正でございます。

次に、5ページ中段の第71条は、固定資産税の減免に関する改正で、職権による減免を可能とするための規定の追加でございます。

第139条の3は、特別土地保有税の減免に関する改正で、職権による減免を可能とするための規定の追加でございます。

次に、6ページ中段の附則第7条の5につきましては、令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除に関する法規定の新設に合わせた改正で、令和6年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定の新設でございます。

次に、7ページ中段の附則第7条の6につきましては、令和6年度分の個人の町民税の納税通知書に関する特例に関する改正で、令和6年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定の新設でございます。

次に、10ページ中段の附則第7条の7につきましては、令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税に関する特例に関する改正で、令和6年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定の新設でございます。

次に、17ページ中段の附則第7条の8につきましては、令和7年度分の個人の町民税の特別税額控除に関する法規定の新設に合わせた改正で、令和7年度分の個人住民

税の特別税額控除に関する規定の新設でございます。

附則第8条につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例について、特別税額控除の算定に用いる所得割の額について、当該規定の運用後のものとなるように読替規定を追加する改正及び条ずれによる改正でございます。

次に、18ページ中段の附則第10条の2につきましては、法附則第15条第25項第1号イ等の条例で定める割合についての改正で、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置のうち、一定のバイオマス発電設備について、わがまち特例の割合を定める規定を新設する改正及び項ずれによる改正でございます。

次に、19ページ下段の附則第10条の3につきましては、新築住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告についての改正で、認定長期優良住宅に係る特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする規定を新設する改正及び項ずれの改正でございます。

次に、22ページ中段の附則第11条につきましては、土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義についての改正で、年度の更新に関する改正でございます。

附則第11条の2につきましては、令和7年度または令和8年度における土地の価格の特例についての改正で、年度の更新に関する改正でございます。

次に、23ページ中段の附則第12条につきましては、宅地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例についての改正で、年度の更新に関する改正でございます。

次に、26ページ中段の附則第13条につきましては、農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例についての改正で、年度の更新に関する改正でございます。

次に、27ページの附則第15条につきましては、特別土地保有税の課税の特例についての改正で、年度の更新に関する改正でございます。

次に、28ページの附則第16条の3第3項第5号につきましては、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例についての改正で、特別税額控除の対象となる所得割の額について、上場株式等の配当所得の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替規定の追加に関する改正でございます。

附則第16条の4第3項第5号につきましては、土地の譲渡に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例についての改正で、特別税額控除の対象となる所得割の額について、土地の譲渡等に係る事業所得の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替規定の追加に関する改正でございます。

次に、29ページの附則第17条第3項第5号につきましては、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例についての改正で、特別税額控除の対象となる所得割の額について、長期譲渡所得の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替規定の追加に関する改正でございます。

附則第18条第5項第5号につきましては、短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例についての改正で、特別税額控除の対象となる所得割の額について、短期譲渡所得の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替規定の追加に関する改正でございます。

次に、30ページの附則第19条第2項第5号につきましては、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例についての改正で、特別税額控除の対象となる所得割の額について、一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替規定の追加に関する改正でございます。

附則第20条第2項第5号につきましては、先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例についての改正で、特別税額控除の対象となる所得割の額について、先物取引に係る雑所得等の分離課税分の個人の住民税の所得割の額を含める読替規定の追加に関する改正でございます。

次に、31ページの附則第20条の2第2項第5号及び第5項第5号につきましては、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例についての改正で、特別税額控除の対象となる所得割の額について、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人住民税の所得割の額を含める読替規定の追加に関する改正でございます。

附則第20条の3第2項第5号及び第5項第5号につきましては、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例についての改正で、特別税額控除の対象となる所得割の額について、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人住民税の所得割の額を含める読替規定の追加に関する改正でございます。

施行期日につきましては、この条例は、令和6年4月1日から施行するものです。

ただし、第56条の規定は、令和7年4月1日から施行するものです。

第2条は、固定資産税に関する経過措置を定めたものでございます。

以上で、簡単ではございますが、議案第42号の説明とさせていただきます。

次に、議案第43号について説明させていただきます。

議案書の34ページをお開きください。

議案第43号、専決処分の承認を求めることについて。

紀美野町地方活力向上地域等における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月11日提出 紀美野町長 小川裕康

次の35ページを御覧ください。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、紀美野町地方活力向上地域等における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月31日 紀美野町長 小川裕康

理由でございますが、令和6年3月30日において地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、紀美野町地方活力向上地域等における固定資産税の特別措置に関する条例の改正をする必要が生じたためでございます。

36ページをお開きください。

紀美野町地方活力向上地域等における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例。

令和6年3月31日

条例第 16 号

紀美野町地方活力向上地域等における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

この条例は、地域再生法に基づき和歌山県が作成した地域再生計画に沿って、本町の一部区域に本社機能となる事業所等の移転や拡充をするために、一定要件を備えた家屋及び償却資産とその敷地となる土地を取得した場合、これらに係る固定資産税の税率を軽減する特別措置を定めたものであります。

今回、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の改正があり、この適

用期限を令和6年3月31日から令和8年3月31日に2年間延長することに伴い、改正を行うものでございます。

次に、38ページをお開きください。

附則でございます。

施行期日につきましては、令和6年4月1日から施行するものです。

以上、簡単ではございますが、議案第43号の説明とさせていただきます。

続いて、議案第44号について説明させていただきます。

議案書の39ページをお開きください。

議案第44号、専決処分の承認を求めることについて。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月11日提出 紀美野町長 小川裕康

次の40ページを御覧ください。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月31日 紀美野町長 小川裕康

理由でございますが、令和6年3月30日において地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、原則として令和6年4月1日から施行されることとなるため、紀美野町国民健康保険税条例を改正する必要性が生じたためでございます。

次の41ページをお開きください。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

令和6年3月31日

条例第 17 号

紀美野町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

今回の改正につきましては、負担の公平性の確保及び中間所得層の負担の軽減を図る観点から、国民健康保険税の課税限度額及び減額対象となる所得基準の見直しの改正となっております。

それでは、41ページ中段から説明させていただきます。

第2条第3項は、後期高齢者支援金等課税限度額を現行の22万円から24万円に改め、これと基礎課税額に係る課税限度額65万円、介護給付金課税額に係る課税限度額17万円とを合わせて106万円とする改正でございます。

次に、第23条は、国民健康保険税の減額について定めたもので、第1項は、第2条第3項の改正に伴うものでございます。

次に、42ページ中段から43ページ上段につきましての第23条第1項第2号は、5割軽減の加算額29万円を29万5,000円に、同項第3号につきましては、2割軽減の加算額を53万5,000円を54万5,000円に改めることにより、軽減対象世帯が拡大されるものです。

次に、43ページ中段の附則でございます。

施行期日は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

適用区分につきましては、この条例による改正後の紀美野町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の説明とさせていただきます。

原案のとおり御承認いただきますようよろしくお願いします。

(税務課長 調月克久 降壇)

◎日程第9 議案第45号 物品購入契約の締結について

○議長（美野勝男） 日程第9、議案第45号、物品購入契約の締結について議題とします。

説明を求めます。東浦教育次長。

(教育次長 東浦功三 登壇)

○教育次長（東浦功三） それでは、私のほうから議案第45号について説明をいたします。

議案書の44ページを御覧ください。

議案第45号、物品購入契約の締結について。

次のとおり物品購入契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月11日提出 紀美野町長 小川裕康

契約の目的でございます。紀美野町立小中学校タブレット端末及び周辺機器購入事業でございます。契約の方法は、指名競争入札でございます。契約金額は、2,637万8,000円でございます。契約の相手方は、和歌山県紀の川市貴志川町神戸893番地の3、有限会社カワカミ 代表取締役 河上泰三でございます。

この事業は、ICT教育推進を目的に、各小中学校に整備しているタブレット端末の耐用年数の経過に伴い、更新整備をするものでございます。

入札等の詳細につきましては、議案参考資料1ページ及び2ページのとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第45号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

(教育次長 東浦功三 降壇)

◎日程第10 議案第46号 工事請負契約の締結について

○議長（美野勝男） 日程第10、議案第46号、工事請負契約の締結について議題とします。

説明を求めます。中前建設課長。

(建設課長 中前貴康 登壇)

○建設課長（中前貴康） おはようございます。私のほうから議案第46号について御説明させていただきます。

議案書の45ページをお開きください。併せて議案説明資料の3ページ、4ページも御覧ください。

議案第46号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月11日提出 紀美野町長 小川裕康

契約の内容でございます。

契約の目的は、令和5年災、国災第304-35号、町道真国宮津川線宮前橋下部工外災害復旧工事でございます。契約方法は、指名競争入札でございます。契約金額は、9,240万円でございます。契約の相手方は、和歌山県海草郡紀美野町長谷932番地の2、株式会社野上建設 代表取締役 黒西京子でございます。

この工事につきましては、令和５年６月２日豪雨により流出いたしました宮前橋の災害復旧でありまして、下部工と取付道路の工事を実施するものでございます。

詳細につきましては、議案説明資料３ページ、４ページのとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第４６号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

(建設課長 中前貴康 降壇)

◎日程第１１ 諮問第１号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第１２ 議案第４７号 農業委員会委員の任命の同意について

日程第１３ 議案第４８号 農業委員会委員の任命の同意について

日程第１４ 議案第４９号 農業委員会委員の任命の同意について

日程第１５ 議案第５０号 農業委員会委員の任命の同意について

日程第１６ 議案第５１号 農業委員会委員の任命の同意について

日程第１７ 議案第５２号 農業委員会委員の任命の同意について

日程第１８ 議案第５３号 農業委員会委員の任命の同意について

日程第１９ 議案第５４号 農業委員会委員の任命の同意について

日程第２０ 議案第５５号 農業委員会委員の任命の同意について

日程第２１ 議案第５６号 農業委員会委員の任命の同意について

日程第２２ 議案第５７号 農業委員会委員の任命の同意について

日程第２３ 議案第５８号 農業委員会委員の任命の同意について

日程第２４ 議案第５９号 農業委員会委員の任命の同意について

日程第２５ 議案第６０号 農業委員会委員の任命の同意について

○議長（美野勝男） 日程第１１、諮問第１号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてから、日程第２５、議案第６０号、農業委員会委員の任命の同意についてまで、１諮問、１４議案を一括議題とします。

説明を求めます。小川町長。

(町長 小川裕康 登壇)

○町長（小川裕康） それでは、別冊の諮問事項の１ページをお願いいたします。

諮問第１号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求めるものであります。

氏名は、村畠康秀、生年月日及び住所は、記載のとおりであります。

本年12月31日をもって任期が満了となるため、引き続き委員候補者として推薦を行うものであります。村畠氏は平成25年の1月1日、法務大臣より人権擁護委員を委嘱され、これまで人権問題について啓発活動や相談など積極的に活動されています。今後、さらに活躍が期待できる人物と考えますので、御意見を賜りますようよろしくお願いいたします。

続いて、農業委員会委員の任命の同意について御説明いたします。

議案書の46ページからでございます。

14議案を一括して御説明いたします。

いずれも本年8月31日に任期満了となる農業委員について、引き続き、あるいは新たに任命を行いたく、同意を求めるものでございます。

議案書の46ページをお願いいたします。併せて参考資料は5ページからでございます。

議案第47号、農業委員会委員の任命の同意について。

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

氏名は、宮西幸次、生年月日及び住所は、記載のとおりであります。現在、農業委員会委員を7期務めていただいております。

以降の議案につきましては、議案番号と氏名、また、現職あるいは新規かを申し上げ、説明とさせていただきます。御了承をお願いいたします。

それでは、続いて47ページであります。

議案第48号、田尻昭人、現在、農業委員を2期務めていただいております。

続いて、48ページをお願いいたします。

議案第49号、新家光雄、現在、農業委員を1期務めていただいております。

続いて、49ページです。

議案第50号、千田容央、現在、農業委員を1期務めていただいております。

続いて、50ページです。

議案第51号、寺本義守、新規の方でございます。

続いて、51ページです。

議案第52号、森本修司、認定農業者であり、新規の方でございます。現在、農地利

用最適化推進委員を1期務めていただいております。

続いて、52ページです。

議案第53号、上北よしえ、認定農業者であり、新規の方でございますが、過去に農業委員を3期務めていただいたことがあります。

続いて、53ページです。

議案第54号、東浦宏昌、認定農業者であり、新規の方でございますが、現在、農地利用最適化推進委員を1期務めていただいております。

続いて、54ページです。

議案第55号、芝崎泰和、新規の方でございます。

続いて、55ページです。

議案第56号、前田勇人、新規の方でございます。

続きまして、56ページです。

議案第57号、西濱誠三、新規の方でございます。

続いて、57ページです。

議案第58号、森本好秀、認定農業者であり、新規の方でございます。

続いて、58ページです。

議案第59号、北 伸行、新規の方でございます。

続いて、59ページ、議案第60号、前田満義、新規の方でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第47号から議案第60号までの農業委員会委員の任命の同意について説明とさせていただきます。原案どおり御同意を賜りますようお願い申し上げます。

(町長 小川裕康 降壇)

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

(午前10時14分)

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時29分)

◎日程第26 議案第61号 令和6年度紀美野町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（美野勝男） 日程第２６、議案第６１号、令和６年度紀美野町一般会計補正予算（第１号）について議題とします。

説明を求めます。曲里総務課長。

（総務課長 曲里充司 登壇）

○総務課長（曲里充司） それでは、議案書の６１ページをお開きください。

議案第６１号、令和６年度紀美野町一般会計補正予算（第１号）。

令和６年度紀美野町の一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億８,１７５万７,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１０５億３,９９５万７,０００円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和６年６月１１日提出 紀美野町長 小川裕康

予算に関する説明書に沿って説明させていただきます。

お配りしてございます補正予算説明資料も併せて御覧いただきたく存じます。

それでは、予算に関する説明書の３ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

１５款国庫支出金、１項２目衛生費国庫負担金４,４４５万６,０００円の増額補正で、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金でございます。

２項１目総務費国庫補助金１億２６３万１,０００円の増額補正で、社会保障・税番号制度システム整備費補助金１２８万７,０００円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金１億１３４万４,０００円でございます。

２目民生費国庫補助金６８万３,０００円の増額補正で、子ども・子育て支援事業費補助金５５万円、母子家庭等対策総合支援事業費補助金１３万３,０００円の増額でございます。

３項４目教育費国庫委託金６０万円の増額補正で、部活動の地域移行に向けた実証事業委託金でございます。

１６款県支出金、２項３目衛生費県補助金２０万円の増額補正で、がん患者アピアランスケア支援事業費補助金でございます。

４目農林水産業費県補助金９８万３,０００円の増額補正で、県特産林産物の生産振

興に対する「山の恵み」活用人材支援事業補助金でございます。

19款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金で705万円の増額補正でございます。

4ページにわたりまして、2目ふるさとまちづくり応援基金繰入金で72万円の増額補正で、農業担い手育成事業に充当するものでございます。

5目森林環境譲与税基金繰入金で98万3,000円の増額補正で、「山の恵み」活用人材支援事業に充当するものでございます。

6目公共施設等整備基金繰入金で100万円の増額補正で、かじか荘浴場用水タンク薬液注入装置設置等工事費に充当するものでございます。

21款諸収入、3項1目雑入2,245万1,000円の増額補正で、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金でございます。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の5ページをお開きください。

歳出では、2節給料、3節職員手当等、4節共済費について、一般職の人件費を多くの箇所ですべて補正計上しております。この人件費関連の補正につきましては、主に4月の人事異動に伴うもの及び共済費の共済負担金率の変更によるものでございますので、詳しい説明は省略させていただきますことを御了承いただきたく存じます。

1款議会費、1項1目議会費9万8,000円の増額補正で、人件費として一般共済費を計上してございます。

2款総務費、1項1目一般管理費287万7,000円の増額補正で、人件費として177万7,000円の増額補正のほか、12節委託料で給与システム改修に係る委託料110万円を計上してございます。

4目財産管理費129万8,000円の増額補正で、14節工事請負費でかじか荘浴場用水タンク薬液注入装置設置等工事費でございます。

6ページにわたりまして、5目企画費1,065万2,000円の増額補正で、人件費として計上してございます。

6目電子計算費893万8,000円の増額補正で、人件費としてマイナスの106万2,000円の減額補正、14節工事請負費で光ケーブル架設変更工事費1,000万円を計上してございます。

11目防災諸費でマイナスの25万円の人件費の減額補正でございます。

7 ページにわたりまして、2 項 1 目税務総務費で 1 0 8 万 6, 0 0 0 円の人件費の増額補正でございます。

3 項 1 目戸籍住民基本台帳費 1 2 8 万 7, 0 0 0 円の増額補正で、1 2 節委託料で戸籍システム改修のための委託料でございます。

3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費 2 1 万 7, 0 0 0 円の人件費の増額補正でございます。

8 ページでございます。

2 目国民年金事務費マイナスの 4 3 7 万円の人件費の減額補正でございます。

1 2 目介護保険事業費 4 4 万 8, 0 0 0 円の増額補正、1 3 目後期高齢者医療費マイナスの 2 1 5 万 8, 0 0 0 円の減額補正で、いずれも人事異動等に伴う特別会計への繰出金でございます。

1 7 目低所得者支援給付金給付事業費 2, 7 1 5 万円の増額補正で、国の総合経済対策に基づき、令和 6 年度において新たに住民税非課税となる世帯または住民税均等割のみ課税となる世帯に対し 1 世帯当たり 1 0 万円を支給し、1 8 歳以下のこどもがいる世帯に対しては 1 0 万円に加え、こども 1 人につき 5 万円を支給するものです。

3 節職員手当等で超勤手当 2 0 万円の増額補正、1 0 節需用費で消耗品費 1 0 万円、印刷製本費 3 万円の増額補正、1 1 節役務費で郵便料 7 万 2, 0 0 0 円、口座振込手数料 2 万 8, 0 0 0 円の増額補正、1 2 節委託料で電算システム改修委託料 2 2 万円の増額補正、1 8 節負担金、補助及び交付金で、低所得者支援給付金 2, 6 5 0 万円の増額補正でございます。

9 ページにわたりまして、1 8 目定額減税補足給付金（調整給付）給付事業費 7, 4 1 9 万 4, 0 0 0 円の増額補正で、国の総合経済対策に基づき、納税者及び配偶者を含めた扶養家族 1 人につき 4 万円の定額減税が行われます。その恩恵を十分に受けられない納税者に対し減税し切れない差額を給付するものでございます。

1 節報酬でパートタイム会計年度任用職員 4 8 万 1, 0 0 0 円の増額補正、3 節職員手当等で超過勤務手当 2 0 万円の増額補正、8 節旅費で費用弁償 4 万 6, 0 0 0 円の増額補正、1 0 節需用費で消耗品費 1 0 万円、印刷製本費 1 0 万円の増額補正、1 1 節役務費で郵送料 5 1 万 9, 0 0 0 円、口座振込手数料 1 9 万 8, 0 0 0 円の増額補正、1 2 節委託料で電算システム改修委託料 5 5 万円の増額補正、1 8 節負担金、補助及び交付金で定額減税補足給付金 7, 2 0 0 万円の増額補正でございます。

2 項 1 目児童福祉総務費 1,416 万 3,000 円の増額補正で、人件費として 1,396 万 3,000 円の増額補正、18 節負担金、補助及び交付金でこども食堂支援事業補助金 20 万円の増額補正でございます。

2 目青少年対策費マイナスの 37 万 2,000 円の人件費の減額補正でございます。

10 ページにわたりまして、4 目こども園費マイナスの 155 万 8,000 円の人件費の減額補正でございます。

4 款衛生費、1 項 1 目保健衛生総務費マイナスの 288 万 1,000 円の人件費の減額補正でございます。

2 目予防費 7,774 万円の増額補正で、新型コロナワクチン予防接種について、令和 6 年度より予防接種法上の定期接種に位置づけられました。これにより被接種者に自己負担額が発生することから、感染症予防の支援のため、費用の一部を町が負担するものでございます。

10 節需用費で消耗品費 1 万 2,000 円の増額補正、12 節委託料で各種予防接種委託料 3,321 万円の増額補正、18 節負担金、補助及び交付金で国の予防接種健康被害救済制度に基づき、厚生労働省から新型コロナウイルスワクチン接種による健康被害が認定されましたので、給付を行う予防接種健康被害給付金 4,445 万 6,000 円の増額補正、19 節扶助費で予防接種費用助成金 6 万 2,000 円の増額補正でございます。

11 ページにわたりまして、4 目環境衛生費マイナスの 791 万 1,000 円の減額補正で、人件費で 18 万 3,000 円の増額補正、8 節旅費で費用弁償 8 万 3,000 円の増額補正、18 節負担金、補助及び交付金で東部簡易水道事業会計補助金マイナスの 817 万 7,000 円の減額計上でございます。

5 目成人保健対策費 20 万円の増額補正で、がん治療による外見の変化による不安や悩み、経済的な負担を軽減するとともに、社会参加を促進し、療養生活の質の向上を図ることを目的に、医療用補整具の購入費用の一部を助成するもので、18 節負担金、補助及び交付金、がん患者医療用補整具購入費助成金 20 万円を計上してございます。

7 目診療諸費 36 万 8,000 円の増額補正で、27 節繰出金で国民健康保険診療所事業特別会計への繰出金でございます。

5 款農林水産業費、1 項 1 目農業委員会費マイナスの 19 万 4,000 円の人件費の減額補正でございます。

12ページにわたりまして、2目農業総務費マイナスの89万3,000円の人件費の減額補正でございます。

3目農業振興費142万5,000円の増額補正で、12節委託料、農業担い手予定者の増加により、農業担い手育成委託料142万5,000円を計上してございます。

4目耕地総務費マイナスの662万2,000円の減額補正で、人件費でマイナスの521万9,000円の減額補正、18節負担金、補助及び交付金で農業集落排水事業会計補助金マイナスの576万3,000円の減額補正、23節投資及び出資金、農業集落排水事業会計出資金436万円の増額補正でございます。

13ページにわたりまして、6目地籍調査事業費マイナスの776万6,000円の人件費の減額補正でございます。

2項1目林業総務費636万3,000円の増額補正で、人件費で439万7,000円の増額補正、18節負担金、補助及び交付金でシイタケのほだ木や資材などの運搬車を整備する紀美野町特用林産物振興研究会に対し交付する「山の恵み」活用人材支援事業補助金196万6,000円の増額補正でございます。

14ページにわたりまして、4項1目山村振興総務費マイナスの201万5,000円の人件費の減額補正でございます。

6款商工費、1項1目商工振興費マイナスの204万9,000円の人件費の減額補正でございます。

15ページにわたりまして、7款土木費、1項1目土木総務費876万7,000円の人件費の増額補正でございます。

2項2目道路橋りょう新設改良費マイナスの832万1,000円の人件費の減額補正でございます。

16ページにわたりまして、3項1目住宅管理費マイナスの99万6,000円の人件費の減額補正でございます。

5項1目建設残土処理費8万8,000円の人件費の増額補正でございます。

8款消防費、1項1目常備消防費マイナスの926万7,000円の人件費の減額補正でございます。

17ページにわたりまして、9款教育費、1項2目事務局費マイナスの97万4,000円の人件費の減額補正でございます。

3目教育諸費60万円の増額補正で、文化庁による地域文化クラブ活動への移行に向

けた実証事業として、県を通じて委託事業という形で受託するものでございます。

7 節報償費、講師等謝金 4 万 5,000 円の増額補正、8 節旅費、費用弁償 7 万 8,000 円の増額補正、10 節需用費、消耗品費 1 万 5,000 円、印刷製本費 1 万 2,000 円の増額補正、11 節役務費、賠償保険料 1 万円の増額補正でございます。

2 項 1 目学校管理費 6 万 3,000 円の人件費の増額補正でございます。

4 項 4 目人権教育費 7 万 3,000 円の人件費の増額補正でございます。

18 ページでございます。

5 項 1 目保健体育総務費 1 万 6,800 円の人件費の増額補正でございます。

恐れ入りますが、議案書の 65 ページをお開きください。

令和 5 年度紀美野町繰越明許費繰越計算書でありまして、御高覧いただきたく存じます。

以上で、議案第 61 号、令和 6 年度紀美野町一般会計補正予算（第 1 号）の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

（総務課長 曲里充司 降壇）

◎日程第 27 議案第 62 号 令和 6 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について

◎日程第 28 議案第 63 号 令和 6 年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）について

◎日程第 29 議案第 64 号 令和 6 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（美野勝男） 日程第 27、議案第 62 号、令和 6 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてから、日程第 29、議案第 64 号、令和 6 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてまで、3 議案を一括議題とします。

説明を求めます。森谷住民課長。

（住民課長 森谷克美 登壇）

○住民課長（森谷克美） おはようございます。私からは、議案第 62 号、令和 6 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）から、議案第 64 号、令和 6 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）までについて御説明させていただきます。

それでは、まず、議案書の６７ページをお開きください。

議案第６２号、令和６年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）。

令和６年度紀美野町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ７３万４,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１２億３,９００万６,０００円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和６年６月１１日提出 紀美野町長 小川裕康

予算に関する説明書２１ページをお開きください。

予算説明資料は２２ページからとなります。

歳入でございます。

３款県支出金、１項１目保険給付費等交付金でございます。１９５万７,０００円の減額で、歳出の減額に伴うものでございます。

５款繰入金、２項１目財政調整基金繰入金でございます。２２万５,０００円の増額で、通知書作成に係る繰入金でございます。

８款国庫支出金、１項１目社会保障・税番号システム整備費補助金でございます。９９万８,０００円の増額で、システム改修に伴う補助金でございます。

続いて、歳出でございます。

１款総務費、１項１目一般管理費でございます。マイナンバーと健康保険証の一体化に伴うシステム改修及び通知に伴う費用でございます。郵便料として３３万８,０００円、電算システム改修委託料として６６万円、通知書の作成に伴う業務委託料として２２万５,０００円を計上しております。

また、４款保健事業費、１項１目疾病予防費のうち委託料として計上しておりました重複・多剤服薬者通知業務委託料につきましては、今年度より和歌山県国民健康保険団体連合会で実施していただけるようになりましたので、１９５万７,０００円を減額するものでございます。

以上、議案第６２号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の７１ページをお開きください。

議案第 6 3 号、令和 6 年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）。

令和 6 年度紀美野町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 6 万 8, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9, 7 2 1 万 4, 0 0 0 円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 6 月 1 1 日提出 紀美野町長 小川裕康

予算に関する説明書 2 5 ページをお開きください。

予算説明資料は 2 4 ページからとなります。

歳入でございます。

5 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金でございます。3 6 万 8, 0 0 0 円の増額で、歳出の増額に伴うものでございます。

続いて、歳出でございます。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費でございます。人事異動に伴う給料、職員手当等及び共済費の予算補正として 3 6 万 8, 0 0 0 円の増額でございます。

以上、議案第 6 3 号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の 7 5 ページをお開きください。

議案第 6 4 号、令和 6 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）。

令和 6 年度紀美野町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 3 3 4 万 1, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 2, 1 0 1 万 9, 0 0 0 円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 6 月 1 1 日提出 紀美野町長 小川裕康

予算に関する説明書 2 9 ページをお開きください。

予算説明資料は26ページからとなります。

歳入でございます。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金でございます。215万8,000円の減額で、歳出の減額に伴うものでございます。

5款諸収入、2項1目総務受託事業収入でございます。118万3,000円の減額で、同じく歳出の減額に伴うものでございます。

続いて、歳出でございます。

3款保健事業費、1項1目保健事業と介護予防の一体化事業費でございます。職員の配置変更に伴う給料、職員手当等及び共済費の予算補正として334万1,000円の減額でございます。

以上、議案第64号の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(住民課長 森谷克美 降壇)

◎日程第30 議案第65号 令和6年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（美野勝男） 日程第30、議案第65号、令和6年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について議題とします。

説明を求めます。森谷保健福祉課長。

(保健福祉課長 森谷善彦 登壇)

○保健福祉課長（森谷善彦） それでは、議案書の79ページをお開きください。

議案第65号、令和6年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）。

令和6年度紀美野町の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ359万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億8,665万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月11日提出 紀美野町長 小川裕康

続きまして、予算に関する説明書の33ページをお開きください。

予算説明資料は28ページからとなりますので、併せて御覧ください。

なお、今回の補正は、4月の人事異動に伴うものでございます。

歳入でございます。

3款国庫支出金、2項1目調整交付金は35万9,000円の増額補正、次の2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は71万8,000円の増額補正で、国の負担分でございます。

次に、4款支払基金交付金、1項2目地域支援事業支援交付金は96万9,000円の増額補正。

次の5款県支出金、2項1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は44万8,000円の増額補正で、県の負担分でございます。

次の7款繰入金、1項2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）は44万8,000円の増額補正で、町の負担分でございます。

続いて、34ページを御覧ください。

2項1目介護給付費準備基金繰入金の64万9,000円の増額補正は、財源調整のための繰入れでございます。

続いて、歳出でございます。

35ページを御覧ください。

3款地域支援事業費、2項1目一般介護予防事業費は359万1,000円の増額補正です。担当保健師の人事異動に伴う人件費の増額補正でございます。

以上、簡単ですが、議案第65号の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

（保健福祉課長 森谷善彦 降壇）

◎日程第31 議案第66号 令和6年度紀美野町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について

◎日程第32 議案第67号 令和6年度紀美野町東部簡易水道事業会計補正予算（第1号）について

◎日程第33 議案第68号 令和6年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（美野勝男） 日程第31、議案第66号、令和6年度紀美野町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）についてから、日程第33、議案第68号、令和6年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第1号）についてまで、3議案を一括議題と

します。

説明を求めます。長生水道課長。

(水道課長 長生正信 登壇)

○水道課長（長生正信） 議案第66号、令和6年度紀美野町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

農業集落排水事業の会計は、本年度より企業会計に移行されており、現金の収入や支出のない予算を計上する必要があるなど、一般会計とは異なる考えがございます。初めての企業会計予算ということもあり、当初予算での考え方に若干相違が出ておりまして、再度予算については検討を行い、補正させていただいております。

それでは、議案書83ページをお開きください。

各条文ごとに御説明させていただきたいと思いますので、お手数ですが、予算に関する説明書も併せて御覧いただきたいと思います。

説明書につきましては、39ページ、実施計画明細書をお願いします。

議案第66号、令和6年度紀美野町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）。

第1条は、総則でございます。

第2条、収益的収入及び支出の補正です。

当初予算では、考え方の一つとして、一般会計と同様に収入及び支出の収支均衡を図るため、収入の不足額全額に一般会計から補助金を充てておりました。このため、現金の支出がない減価償却費にも補助金が充てている状況でございまして、本来は料金収入等の黒字部分からその費用を捻出し、資本的支出の補填財源とするものでございます。しかし、赤字会計のため、補填財源をつくることはできません。当初予算では、この減価償却費にも補助金を充て、内部留保資金として資本的収支予算の元金償還金の補填財源としています。間違いではございませんが、全額補助金を充て、収支均衡を図るものではございません。

このような小規模な事業では、独立採算で建設改良費まで収入で賄う事業運営はまず困難でございます。公営企業会計はよくも悪くも財政状況の見える化を目的としていますので、補助金による表面上の収支均衡を図るものではないと考えます。必要な支出に対し必要な額の補助金を充てることが望ましいと考えております。このため、第1款農業集落排水事業収益の総額を541万3,000円減額し、2,514万1,000円と定めるものでございます。

第2項営業外収益は541万3,000円の減額の1,673万1,000円とするもので、補正内容は、必要な支出に対し適切な補助金を充てることとし、2目1節一般会計補助金を576万3,000円減額し、1,010万3,000円とし、4目2節受益者負担金でございますが、当初予算では資本的収入の予算に計上しておりましたが、これは新たに施設を建設する場合や区域を拡張する場合において、その建設費用の原資となる場合は資本的収入に計上いたしますが、完成した施設に後から加入する場合の加入金の意味合いを持つ受益者負担金は、収益的収入の営業外収益に計上するのが適切であると考え、35万円を補正計上させていただくものでございます。

次に、支出では、第1款農業集落排水事業費用の総額を64万7,000円減額し、2,990万7,000円と定めるものでございます。

説明書の40ページを御参照ください。

第1項営業費用におきまして、当初予算で御指摘、御指導いただきました内容で、貯蔵品の計上についてですが、現在、検討中でございます。集落排水事業は、水道事業のように新規加入者の受益者に対し販売を目的とした貯蔵品はございません。また、修繕が非常に少なく、資材についてもホームセンターや小売店で調達できるものがほとんどであること、昨年度までに機能強化工事において、老朽化した機器の更新を行ったことなど、早急に貯蔵すべき資材が見受けられないこと、また、直購入方式として、その都度、必要な資材を購入して使用することで、貯蔵品を持たないという考え方もございます。しかし、こうした考え方においても、資材を調達する予算を計上していないことには問題があると考え、少額ですが、1目管渠費、2目処理場費に材料費として各5万円を計上させていただきました。

今後、どのような資材をどの程度、貯蔵品として計上すべきであるか検討し、適切な時期に計上してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

次に、3目総係費ですが、4月の人事異動に伴い、職員の給料及び手当の補正で、総係費は227万円の減額、842万3,000円でございます。

4目減価償却費ですが、こちらも当初予算での御指摘いただきましたことにより見直しを行いました。御指摘いただいたことに関連いたしまして、1節有形固定資産減価償却費におきましてもパソコンの購入を行っており、こちらも減価償却費の計上漏れがございましたので、17万8,000円を計上させていただきました。2節無形固定資産ではソフトウェアの償却費として125万4,000円を計上させていただいております。

す。どちらも現金の支出はないものでございます。

これにより、1項営業費用は73万8,000円減額の2,841万1,000円となります。

2項営業外費用でございますが、1目支払利息におきまして、予算第6条で一時借入金の条文がございますが、借り入れた場合の利息計上が漏れていたため、1万円の補正計上でございます。

次の2目消費税につきましては、農業集落排水事業は課税売上げが1,000万円未満であるため、免税事業者であるという考えで当初予算を作成しておりましたが、当初予算の開始貸借対照表では資本金が既に1,000万円を超えているため、課税売上げの金額にかかわらず、課税事業者になり得るもので、消費税の納付業務が発生いたします。このため、消費税26万8,000円の納付額を計上させていただきました。

これにより、営業外費用は27万8,000円増額の72万2,000円となります。

次に、第3項特別損失でございます。本年6月に支給される賞与の前年度引当分ですが、こちらも人事異動に伴う補正で、特別損失は18万7,000円減額の47万4,000円となります。

第3条、資本的収入の補正でございます。

説明書は42ページでございます。

当初予算の条文括弧書きを削除いたしまして、必要な支出に必要な額を充てることとします。

第1款資本的収入の総額を401万円増額し、668万8,000円と定めるものでございます。

第1項出資金は、企業債償還金に対して全額一般会計出資金として充てるもので、436万円を増額し、668万8,000円の計上でございます。

第2項負担金及び分担金につきましては、先ほど説明申し上げたとおり、収益的収入に振り替えるために全額減額するものでございます。

第4条、特例的収入及び支出の補正でございますが、こちらは公営企業会計適用に伴い、3月31日に打切決算を行ったことによる未収金、未払金の補正でございます。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、人事異動に伴い、職員給与費を179万6,000円減額し、616万円に改めるものでございます。

第6条は、他会計からの補助金として、一般会計補助金を576万3,000円減額

し、1,010万3,000円に改めるものでございます。

キャッシュ・フロー及び貸借対照表につきましては、今回の補正額を反映したものと
なっておりますが、当初予算では免税事業者であると考えていたため、税込み表記で
ございましたが、今回、課税事業者となることから、税抜き表記で作成しております。

引き続き、適切な予算計上に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします
す。

令和6年6月11日提出 紀美野町長 小川裕康

以上、簡単ではございますが、令和6年度紀美野町農業集落排水事業会計補正予算
(第1号)の説明とさせていただきます。

続きまして、東部簡易水道事業会計補正予算(第1号)について御説明させていた
だきます。

議案書の85ページをお開きください。

お手数ですが、予算に関する説明書の48ページ、実施計画明細書を併せて御覧
いただきたく存じます。

議案第67号、令和6年度紀美野町東部簡易水道事業会計補正予算(第1号)。

第1条は、総則でございます。

第2条、収益的収入及び支出の補正。

収入でございます。

第1款水道事業収益の総額を817万7,000円を減額し、2億1,172万9,0
00円と定めるものでございます。

第2項営業外収益は817万7,000円の減額で、1億2,363万6,000円
でございます。

減額の主な理由は、4月の人事異動により、職員1名減による人件費の減少による
もので、3目1節一般会計補助金を817万7,000円減額し、4,342万1,000
円とするものでございます。

次に、支出でございます。

説明書49ページを御参照ください。

第1款水道事業費用の総額を817万7,000円減額し、2億3,615万5,00
0円と定めるものでございます。

第1項営業費用は753万2,000円減額し、2億1,959万1,000円とする

もので、2目配水及び給水費において、給料及び手当等、人件費1名763万7,000円を減額し、4,599万6,000円とし、4目の業務及び総係費は10万5,000円を増額し、4,559万4,000円とするもので、理由といたしまして、19節負担金でございますが、和歌山県水道協会特別分担金10万5,000円の増額計上でございます。特別分担金とは、国庫補助金を受けて事業を実施する場合に発生する分担金で、災害による国庫補助金も対象となるということで、今回、補正計上させていただきました。

第3項特別損失は64万5,000円減額し、440万1,000円とするもので、こちらも職員1名減によるものでございます。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、人事異動に伴い、職員給与費の総額を828万2,000円減額し、3,679万9,000円に改めるものでございます。

第4条、他会計からの補助金は、一般会計補助金817万7,000円を減額し、4,342万1,000円に改めるものでございます。

令和6年6月11日提出 紀美野町長 小川裕康

恐れ入りますが、議案書の86ページをお開きください。

令和5年度紀美野町繰越明許費繰越計算書でございます。

令和5年度に発生した河南浄水場災害復旧事業の繰越分でございます。繰越時点では特別会計での繰越しでございましたが、4月以降、公営企業法適用に伴い、企業会計に引き継ぐものでございます。

以上、簡単ではございますが、令和6年度紀美野町東部簡易水道事業会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、西部簡易水道事業会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

議案書の87ページをお開きください。

予算に関する説明書56ページ、実施計画明細書を併せて御覧ください。

議案第68号、令和6年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条は、総則でございます。

第2条、収益的支出の補正でございます。

第1款水道事業費用の総額を2万4,000円増額し、2億1,442万1,000円

と定めるものでございます。

第1項営業費用2万4,000円を増額し、1億8,386万1,000円とするもので、4目業務及び総係費、4節法定福利費、共済組合負担金の不足額2万4,000円を増額補正するものでございます。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を2万4,000円増額し、2,411万5,000円に改めるものでございます。

令和6年6月11日提出 紀美野町長 小川裕康

議案書の88ページをお願いします。

報告事項でございます。

西部簡易水道事業会計において、現在建設工事中の下佐々浄水場更新工事につきまして、3月議会でも報告させていただきましたとおり、令和5年度予算4億4,953万7,000円を令和6年度に繰越しさせていただいたことを報告するものでございます。

現在の状況につきましては、急速ろ過設備、薬品沈殿池、浄水処理棟、管理棟が完成しており、新しい施設での飲料水の供給を行っております。現在は旧施設の撤去解体工事を進めており、井戸や倉庫等、外構工事に着手するものでございます。

以上、簡単ではございますが、令和6年度紀美野町西部簡易水道会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

（水道課長 長生正信 降壇）

◎日程第34 議案第69号 工事請負契約の締結について

○議長（美野勝男） 日程第34、議案第69号、工事請負契約の締結について議題とします。

説明を求めます。東浦教育次長。

（教育次長 東浦功三 登壇）

○教育次長（東浦功三） それでは、議案第69号の説明をさせていただきます。

恐れ入ります、別冊の議案書の1ページを御覧ください。

議案第69号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月11日提出 紀美野町長 小川裕康

契約の目的は、紀美野町給食調理場建築工事でございます。契約の方法は、指名競争

入札でございます。契約金額は、５億７，９３７万円でございます。契約の相手方は、和歌山県有田郡湯浅町湯浅２５１２、株式会社中井組 代表取締役 中井崇義でございます。

この事業は、野上中学校のプール跡地に町内全ての小中学校の給食を調理する調理場を建築するものでございます。

入札の詳細及び建築概要につきましては、議案参考資料のとおりでございますので、御高覧ください。

以上、簡単ではございますが、議案第６９号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

(教育次長 東浦功三 降壇)

○議長（美野勝男） これから質疑を行います。

１１番、美濃良和議員。

(１１番 美濃良和 登壇)

○１１番（美濃良和） それでは、若干お聞きしたいと思います。

この件ですけれども、まず一つは、落札率７１．１４％で、これに関しまして、低入札の委員会にかけられているということでございますけれども、その審査の内容についてお聞きしたいと思います。

それとですね、この案件、初日にこの採決をやらなきゃならないということで、先ほど町長の挨拶の中でもございましたけれども、それについての説明ですね、お聞かせいただきたいと思います。

(１１番 美濃良和 降壇)

○議長（美野勝男） 細峪副町長。

(副町長 細峪康則 登壇)

○副町長（細峪康則） それでは、私からは、紀美野町低入札価格調査委員会の委員長として、美濃良和議員の御質疑にお答えをまいります。

低入札価格調査委員会のその審査の内容についてでございます。

これは令和６年５月２８日に実施をしております、この株式会社中井組の様々な角度から調査をいたしました。株式会社中井組は、県内で多くの公共工事の施工実績がございます。技術者につきましては、１級建築施工管理技士が６名、２級建築施工管理技士が１名おりまして、適切に施工が行える会社であると判断いたしました。

今回、低入札に至った理由としまして、協力関係の下請業者が多く、建築工事現場に従事した経験がございまして、その経験を基に積算を行ったからだと考えられます。その積算につきましては、協力会社からの見積書により積算され、設計価格よりも安価になっておりました。特に現場管理費や一般管理費については、企業努力により安価にできるということでございました。

安全対策につきましては、共通仮設費に現場事務所の設置及び安全対策として、標示板やバリケードの経費が計上されています。現場では専任の監理技術者が常駐し、監督を行い、安全対策を徹底するとのことを聞いております。

工事期間についてですが、現在のところ、工期どおり完成が見込めるとのことです。

また、企業請負工事の95%が公共施設の工事でありまして、10億円以上の建築工事の実績がありまして、十分に業務を履行できると判断いたしました。

以上によりまして、教育課からの意見も踏まえ、協力会社との間で信頼関係があり、工期内施工にも十分対応でき、また、地域住民に配慮しながら工事の安全対策を図り、適切に施工可能であると委員会では判断いたしました。これを基に町長に答申したところでございます。

以上で、審査の内容につきましての答弁とさせていただきます。

(副町長 細峪康則 降壇)

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

(教育次長 東浦功三 登壇)

○教育次長（東浦功三） 美濃議員の御質疑のうち、初日に採決をお願いした理由ということでお伺いしております。

まず、5月10日にこの案件を入札いたしました。低入札ということで、業者からのヒアリング、それから低入札価格調査委員会での審議、それから仮契約ができたのが5月29日でございました。

何よりこの財源でございます国庫交付金の学校施設環境改善交付金、この交付決定日が6月3日でございました。交付決定がなされないうちに議会の議決をお願い、本契約をしては交付金の対象とはならないということがございましたので、ですので、6月3日に交付決定があつて、4日に急遽、このような別冊という形で議案を提出させていただいたところでございます。

事業者に対してもヒアリングをしております。その際に工期についても聞いております。完成させることはできますということです。ですが、十分工期があるとは言い難いということで、一日でも多く工期がいただけたらということで、そういう要望がございました。私どもでも一日でも多く工期を確保して、それで、より安全で確実な施工をさせるためにも、工期を一日でも多く取りたかったものですから、本日、即日で審議をしていただき、採決をしていただきたいということで、提案させていただいております。御理解いただきますようお願いいたします。

(教育次長 東浦功三 降壇)

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 他の請負関係については、1週間後の18日に採決が行われるということになっているわけですが、この2週間、どうしてもやらなきゃならなかったと。そういうことと、それから、今言われている、何ていうんですか、非常にアバウトに感じるんですよ。我々議会としても、このことについて、町民の皆さん方に代わって審査して、そして、決定していくという大事な機関でございますから、その辺のところ、もう少し明確に説明いただければというふうに思います。

それから、低入札の委員会で副町長さんが委員長になって審査をされたということだったんですよね。その中でもその判断されたということでございますけれども、その辺のことについて何らかの、要するに客観的にそのとおりだということについて示される何らかのことがあったのか。

我々、業者、専門家ですから、説明でそれもう仕方ないなということで、そういう判断をされていてええのかどうか、その辺のところはどうであったのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

もちろん今日、採決されなかったら本契約になりませんから、いろいろと進めていく部分が難しいか分かりませんが、しかし、我々もやっぱり土木といえば、相当大的きな事業になってくるし、それについて、町民の皆さん方に代わって、そういう決定していくということについてのこともございますから、その辺について、何にしてもそういうふうに客観的にそうなんだということについてお示し願いたい。できれば工程表も私たち見て、判断の材料にしたいというふうに思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（美野勝男） 細峪副町長。

○副町長（細峪康則）

美濃議員の御質疑にお答えをしていきます。

まず、審査委員長としましては、金額的には大変企業努力されているというのはもう明らかに分かりました。ただ、議員もちょっと懸念を持たれている、その期間ですね、工期なんです、これは6月、本日から言いますと、あと9か月しかないということでございます。この期間というのは、もうほんまに期間を縮める努力をしていただく以外にないんでありますが、社会情勢であるとか、いろんなことをやっぱり踏まえまして、一日でも早い完成を目指したいと。私どももそうですし、業者もそのようなことを申ししておりますので、その工期どおりの完成を見込むというような話も聞きましたんで、一日も早いやはり契約をして、工事に取りかかっているということが必要なんだろうなというのは、この審査の中でも感じたところでありますので、一日でも早くというのはこちらも願っているところであります。

以上です。

○議長（美野勝男）

暫時休憩いたします。

休 憩

（午前 1 1 時 3 3 分）

再 開

○議長（美野勝男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 1 1 時 3 4 分）

○議長（美野勝男）

東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三）

美濃議員の2回目の御質疑の中で、大体1週間、他の案件はという話でございました。

ちょっとアバウトなんじゃないかという話も御指摘いただいておりますが、先ほど副町長からも答弁ありましたとおり、残り9か月ちょっとという形になってまいりました。5億8,000万という大きな工事でございます。それにつきましては、事業者は完成はさせることができるとは言っておりますが、十分ではないと先ほども申しましたとおり、こちらとしまして、一日でも多く工期を取って、安全で確実な施工をお願いしたいということで、御提案していただいております。

工程表につきましては、本契約になったときに、即、出させる段取りをしておりますので、御理解していただきたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 先ほど副町長のほうから、要するにこのように低入札になったということについて、企業努力をしているというふうに委員会で感じたですか、そんな答弁でありましたけども、その辺はどの辺をもってそのように努力をしているというふうに判断されたのか、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（美野勝男） 細峪副町長。

○副町長（細峪康則） 私も初めの第1回目の答弁のところでも申し上げたところなんですが、特に企業努力により安価にできてたというところは、現場管理費であるとか、一般管理費について、こういう項目を見たときには、大変企業努力されているということが認識できました。

その他に関しましても、いろんな協力関係の下請業者とも友好的関係の下、見積り等、そういうものも適切に積算されたものが出ておりまして、それも大変安価になっていたという、委員会の中での記憶はございます。

以上です。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

6番、埴谷高夫議員。

（6番 埴谷高夫 登壇）

○6番（埴谷高夫） 野小のこの給食調理場は分かるんですけども、工事の概要を見ますと、他にもコンテナの搬入口の整備工事、里道の整備工事というのが併せて出されてますけれども、これはどういうことでしょうか。何も出てないですね、ここには。

それから、工事内容ですけども、建築工事とか、給排水衛生設備工事、空調換気設備工事、電気工事、外構工事、それぞれ幾らなのか、求められますか。

それから、この業者は過去にこの給食調理場、何件やられて、どういうところでやっていたのか、具体的に実績を教えてください。

それから、工程表がないって、施工計画というのはこのお尻決まってるわけですから、それまでにどういうことをやっていってやるかっていうのは、業者はできているはずですよ。できてなかったら下請にこれ示されへんでしょう。この時点でこの下請に給食の排水やってもらいます。また、空調の工事をやるのに、呼ぶのに、あんたここで空調や

ってもらふやけど、いつやってもらふか分からんてな話じゃないでしょう。大体いつ頃、あなたのところに空調の工事を出しますからやってください、いついつまでにやってくださいと、こういうことで話し合いしながらやっているはずですからね。でなかったら、副町長さんはおっしゃったけど、下請は安くなるなんていう話は出てこないでしょう。全く何もないんですか。それです。

それから、この給食施設、供用開始というのはいつからなんでしょう。3月22日までに終わって、22日に終わったとします。それから厨房機器を入れるわけですか。その入札はどないするんかとか、それはどないなるんでしょう。そういう計画はあるんでしょうか。例えば厨房の機器を入れるとしたら、設備を入れるとしたら、それはどれぐらいかかるんでしょう。そういう予定も立っているんでしょうか。

以上、お願いします。

(6番 埴谷高夫 降壇)

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

(午前11時41分)

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時46分)

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

(教育次長 東浦功三 登壇)

○教育次長（東浦功三） 埴谷議員からの御質疑の中で、工事の内容の中で、まずコンテナの搬入口、それから里道の整備工事という点でございます。

野上小学校と、それから下神野小学校では、給食のコンテナ、これを搬入する入り口が今ございません。ですので、ここで今現在作っておるわけでございます。この受け入れる側になりますので、この搬入口を整備する必要がある、そういうことでございます。

また、里道整備工事、これにつきましては、野上中学校の計画しておる計画地へ入るためには、北側から今現在里道がございます。ちょっと道路としても使われておるんですが、その入り口をきれいに整備して、そこから車両を出入りするという形を取りますので、その整備工事が必要であるというところで、それも含まれております。

それから、工事内容につきましては、それぞれの入札の価格の金額でございますが、内訳といたしまして、共通仮設費で1,650万6,221円、現場管理費で1,339万円、一般管理費で1,750万円、それから次に、直接工事費ですが、直接工事費は4億7,930万3,779円となっております。その中で、給食調理場の建築に係る工事、これが4億7,376万1,552円、それから野上小学校のコンテナの搬入口の改修工事で146万8,149円、下神野小学校給食コンテナ搬入口の改修工事で234万4,916円、里道整備工事で172万9,162円となっております。

それから、今までの実績につきましては、他の公共団体での大型建築実績ということで、令和4年度に有田周辺広域圏事務組合、ここで特別養護老人ホーム潮光園新築移転工事、これが16億1,082万3,000円で請負をされております。この中にも調理場は含まれておるということでございました。また、同年、湯浅町発注の地域福祉センター建設工事で8億9,792万2,000円の請負をされております。

それで、工程表につきましては、事業者のほうは落札をした時点でいろんな予定をしておるとは思います。しかし、こちらのほうで本契約日が分からない限り、きっちりしたものを出せないということでございました。それを本契約をした時点で出させることになっております。

それから、供用開始はいつなのかという話ですが、予定は来年の夏ぐらいですね、2学期が始まる頃に供用を開始し、そこで調理を開始したいと考えております。

また、厨房機器の購入につきましては、備付けのものにつきましては、この工事の中に入っております。しかし、いろんなお皿であるとか、備付けでないものにつきましては、今年度予算で1,274万円をお認めいただいております。それに基づいて、その予算でもって、本年度、購入をしたいと考えております。

以上でございます。

(教育次長 東浦功三 降壇)

○議長(美野勝男) 6番、埴谷高夫議員。

○6番(埴谷高夫) 野上小学校と下神野小学校のコンテナ搬入口といたら、ことは全く別のところで工事をするのに、里道は分かりますよ、そこに入るために、中学校のところに入るためにするんだったら、同じ業者で分かりますけれども、なぜ一緒なんです。小学校のコンテナ搬入口の工事がなぜ抱き合わせなんです。抱き合わせのほうで安くつくという話でしょうか。よく分からない。それは別にしたほうが工期はその

分短縮できるわけですからね。なぜそういうことになっているんでしょう。

それから、何とおっしゃったかな、内訳やね。内訳でも各業者に下請に出しますよね。空調設備、自分とこでやることない。また給排水衛生も自分とこでやることないし、電気工事も自分のところでやることもないと思うので、技術者がおれば別ですけども、多分下請に出すんでしょう。であるのに、その内訳というか、工事の明細が出てこない。金額が出てこない。概略でもいいですけども、それがよく分からない。私、いろんな工事を見ますけれども、給排水設備で幾ら、空調設備で幾らというようなことは出てくるはずですよ。それが出ないのが分からない。

それから、今おっしゃった備付けのものについてはこの中に入っている。厨房機器も、例えばこれ厨房に釜ありますよね。こういう釜は備付けですから、これは入っているということ。また流し関係ですよ。どれが流しかどうかは、四角で囲んでいるのが流しでしょう。それらは入っているということでしょうか。また大型冷蔵庫なんかは後で入れるというのは大変ですから、そのときに入れると思うんですけども、そういうのもこの5億円の中に入っていると、こういうことでいいんでしょうか。

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） まず1点、野小・下小の搬入工事がなぜ一緒なのかという話ですが、搬入口の改修工事、埴谷議員おっしゃられるように、経費が安くつくというのがありますが、これ給食調理場を建設することによって発生する関連する工事ということで、それは一緒にいたしました。

それから、すみません、先ほど内訳のほうですが、私、ちょっとそこまでの説明をしていなかったの、ここでさせていただきます。

まず、建築工事のほうで2億2,501万181円と積算されております。また電気設備工事で5,200万円、それから機械設備工事で1億8,428万5,639円、それから外構工事で1,246万5,732円となっております。

それから、厨房機器につきましては、先ほどおっしゃっておられた釜であるとか、大型の冷蔵庫、設置するものであるとか、それは全て建築工事の中に入っております。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 厨房機器がここに入っているとしたら、それはどうなんでしょうね。私、厨房機器はピンキリですよ。値切り方によっては、4割、3割なんてい

うような値切り方もできるわけで、それが入っていたら、どないやって安いって、副町長さん判断したんです。正規の値段が厨房機器、例えば冷蔵庫は高いですから、冷蔵庫にしましょうか。幾らで見積もっていたんです。それが幾らになったんです。大型のフライヤーというのか、何千万かしますよね。そういう機器は何ぼが幾らになったんです。それは全然違いますよ、これ、厨房機器が入ってきたら。側だけだったら、私、分かりません。大体もう決まった金額でしょう。しかし、今言ったように、厨房機器が入ってきて、フライヤーがありますよ、大型の冷蔵庫がありますよ、そういうのになってきたら、大型のカッターがありますよ、そないなってきたら、全然金額が違ってきますよ。それで本当に安くなったと言えるんでしょうか。そこら辺の見解はどうなさったのか、伺います。やっぱり次長さん、そんなんを一緒にするのは私分からん。

搬入口、野上小学校と下神野小学校のコンテナの搬入口が抱き合わせでせんなん話でないでしょう。別々にこういう業者に発注してできるのに、なぜこの業者にせなあかんのです。理由が分からない。今、聞きましたけどね。本当に抱き合わせでやったら安くつくんですか。そのほうが工期が短いんですか。違うでしょう。人に限りがあるわけですからね。別々に発注するほうが安いと私は思いますけれども、そういうことじゃないんですかね。最初からやる予定でなかったけれども、話しているうちに、こっちも要るなど、こういうことになったんでしょうか。もう3回の質疑でなかなか大変ですけども、できるだけ答えてください。

○議長（美野勝男） 細峪副町長。

○副町長（細峪康則） それでは、埴谷議員の御質疑で冷凍庫が例に出ておりましたので、冷凍庫の単価といいますか、そういうのをちょっと申し上げたいと思います。

幾つか冷凍庫はあるんですが、まず野菜類のこれは冷蔵庫なんです、98万6,000円というのが入札では69万四千何がしということで、77%になっていたということとか、それから魚肉類用のこれは冷凍庫なんです、これは98万円のものが84万何がしということで、93%ということになっております。それから、そのほかの冷凍庫でありますと、120万円のものが110万何がしという入札価格になっておるのを確認いたしております。

以上です。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

(午後 0時05分)

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 0時08分)

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 埴谷議員からの別発注のほうというお話でございますが、経緯といたしましては、昨年度の給食調理場の設計を発注した際に、給食調理場の本体の設計はもとより、その中で、下神野小学校、それから野上小学校については搬入口がない。これも改修せなあかんの違うかという話の中で、同設計業者に同じように設計をしてもらって、その搬入口の改修工事も設計をしていただきました。その中で、一括の工事にすることによって、この工事監理業者、設計業者に設計を同時にやってもらうことで、工事監理も含めてスムーズに工事が施工されるというのを期待して、同じ契約の中で発注をしたという経緯でございます。

以上です。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

暫時休憩します。

休 憩

(午後 0時10分)

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 0時14分)

○議長（美野勝男） 再度、ほかに質疑ありませんか。

3番、桐山尚己議員。

(3番 桐山尚己 登壇)

○3番（桐山尚己） では、1点質疑いたします。

先ほどの質疑、答弁の中で、安全管理のために現場にその専任の管理者を常駐させるというお話と、さらには、その費用として1,339万円程度だったかと思うんですが、私の聞き間違いでなければ、そういう数字が出てきていたかと思うんですが、

工事の場所は調理場、さらには野上小学校、下神野小学校、里道も含めたら4か所になるわけですが、何名の方がそれぞれのところに常駐されるのか、1名で全てカバーされるのか、児童生徒が学ぶ場ですから、しっかりとそのあたり、安全確保できるのかどうかというところがちょっと気になりますので、そのあたりを確認させてください。

以上です。

(3番 桐山尚己 降壇)

○議長(美野勝男) 東浦教育次長。

(教育次長 東浦功三 登壇)

○教育次長(東浦功三) 桐山議員の御質疑の中で、現場管理ということで、工事箇所が本体工事と、それから下神野小学校、それから野上小学校と分かれていく中で、それはこどももいてる中で大丈夫かという話だと思います。

事業者にはヒアリングの中でも、ちゃんと安全管理を、バリケードが必要であれば、ちゃんとバリケードをすること。それから、できるだけこちらのほうからは、下神野小学校及び野上小学校になりますと、学校の中を触ることになりますので、学校運営に支障が出ないように、例えば長期休み期間中であるとか、そういったときに主に入ってくださいように、こちらのほうからも要望はしております。

以上でございます。

(教育次長 東浦功三 降壇)

○議長(美野勝男) 3番、桐山尚己議員。

○3番(桐山尚己) もろもろの配慮はなされているということは認識いたしました。

では、結局、現場の管理者は何名で対応されるのかということについて、再度お尋ねいたします。

○議長(美野勝男) 暫時休憩いたします。

休 憩

(午後 0時20分)

再 開

○議長(美野勝男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 0時21分)

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 桐山議員御質疑の現場代理人の件ですが、基本的に1か所1名であります。それが各工事、建築、それから搬入口、それから里道の整備工事、これが重複することはないので、そこに順次現場代理人を充てていくということになります。

以上です。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから、議案第69号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで、討論を終わります。

これから、議案第69号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

明日12日から17日までの6日間、議案精読のため休会し、18日午前9時から会議を開きたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

散 会

○議長（美野勝男） 本日は、これをもって散会いたします。

(午後 0時24分)